

神奈川県社会福祉協議会保育士修学資金概要について

1 貸付制度の趣旨

保育士の養成施設に在学する方にとって、学業に専念しやすい環境を整え、保育士資格の取得・登録後、県内の保育所等で保育士として従事していただくことを目的とします。

2 貸付対象（次のすべての条件を満たす方です。）

- ① 県内(横浜市・川崎市除く)在住、または県内(横浜市・川崎市含む)の養成施設に在学している。
- ② 保育士資格を取得したのちに、卒業後に県内(横浜市・川崎市含む)の保育所等で5年間保育士として働く意思がある。
- ③ 学業が優秀である
- ④ 家庭の経済状況から、真に本修学資金の貸付が必要であると認められる。
- ⑤ 他の自治体が行っている保育士修学資金等を借りていない。
- ⑥ 連帯保証人の用意があること。(未成年の場合は法定代理人の同意が必要となります。)

3 貸付の内容

≪種類と金額≫(②は任意です)

- ① 学費 月額3万円もしくは5万円
- ② 就職準備金 20万円以内(最終回の貸付時)
- ③ 生活費加算(所定要件を満たす方対象。)

※②は単独で貸し付けることはできません。また、働きながら修学している方に対しては貸付できません。

※貸付利子は無利子とします。

※生活費加算は別途対象者要件あり。貸付額はお住まいの地域や年齢によって異なります。貸付希望をされる方は個別に県社協にご相談ください。

4 貸付期間 原則2年間 (卒業年次を含む継続した2年間)

5 交 付

- ① 学費の貸付は指定口座に年4回振り込みます。
- ② 就職準備金は最終送金時に、修学資金と併せて交付します。
- ③ 生活費加算は毎月20日に振り込みをします。

6 法定代理人・連帯保証人について

- ・未成年者の場合、法定代理人の同意が必要となります。
- ・未成年者の場合、原則として連帯保証人は、法定代理人となります。
- ・生活保護世帯や法定代理人が無収入である場合は、資力のある別生計の方を連帯保証人としてください。

7 返還免除

養成施設等を卒業した日から 1 年以内に保育士登録簿に登録し、県内の保育所等において原則常勤職員として 5 年間、保育または児童の保護等の業務に従事した場合、返還免除の対象となります。

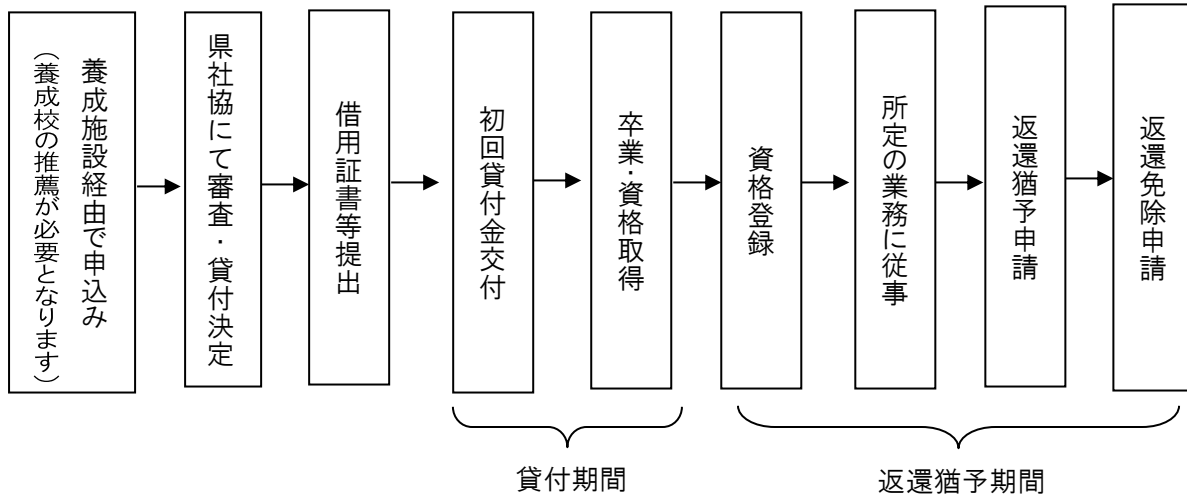
※離職後 2 年以内に養成施設等に入学された方で、入学の日において 45 歳以上の場合は、3 年間当該業務に従事することで返還免除要件となります。

8 返還猶予

養成施設卒業後から返還免除を受けるまでの期間を返還猶予期間と言います。状況に応じた返還猶予の申請が必要となります。

- ① 保育士資格の取得・登録後、県内保育所等で保育士として業務に従事している(保育従事による猶予期間)
- ② 貸付契約解除後も引き続き養成施設に修学している(在学による猶予期間)
- ③ 資格取得・登録後に就職活動をしている(卒業後 1 年以内)
- ④ 災害、疾病、負傷、その他やむをえない事情があり、債務履行ができないと判断された場合

《申込みから返還免除までの流れ》



※返還免除期間に算入されるのは「保育士資格登録日」もしくは「所定の業務に従事した日」の、遅い方が起点となりますのでご注意ください。

9 返還について ※貸付期間の 2 倍の期間内に返還していただきます。

返還免除要件が満たされない場合は、貸付金について返還となります。

- ① 貸付契約が解除されたとき
- ② 保育士養成施設を卒業後、保育士として登録せず、県内の返還免除対象業務に従事しなかったとき
- ③ 返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき
- ④ 業務外の事由による死亡または心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- ⑤ 貸付金は無利子ですが、返還期限は貸付元金の残額に対し年利 5%の延滞利子が付加されます。